

# 消費者契約法4条における事実に関する誤認

堀 竹 学

1. はじめに
2. 重要事項の意義
  - (1)消費者契約法4条4項の規定
  - (2)裁判例
  - (3)学説
  - (4)私見
    - 1)消費者保護の必要性
    - 2)拡張解釈の方法
3. 「不利益事実の不告知」固有の要件1（先行行為）
  - (1)先行行為の必要性
  - (2)裁判例
  - (3)学説
  - (4)私見
    - 1)事業者と消費者の情報格差
    - 2)民法96条の沈黙の詐欺との比較
4. 「不利益事実の不告知」固有の要件2（事業者の故意）
  - (1)故意の必要性
  - (2)裁判例
  - (3)学説
  - (4)私見
    - 1)事業者の情報提供努力義務
    - 2)不実表示の民法改正の動向
5. おわりに

## 1. はじめに

消費者契約法4条に基づく消費者の取消しは、①誤認による消費者契約の申込みまたはその承諾の意思表示（同条1項および2項）に対するものと、②困惑による消費者契約の申込みまたはその承諾の意思表示（同条3項）に対するものに大別される。後者の事業者の困惑惹起行為は、事業者が消費者の住居等からの不除去（同条3項1号）や事業者が消費者を勧誘場所に監禁（同条3項2号）するものであり、事業者が消費者に消費契約の締結について勧誘する場所的、精神的環境に関するものである。これに対し、前者の事業者の誤認惹起行為は、消費者の消費者契約の内容に関するものであるため、消費者契約により直接的であるといえる。

誤認による消費者契約の申込みまたはその承諾の意思表示には、①事業者が重要事項に

ついて事実と異なることを消費者に告げる行為に基づくもの（同条1項1号）、②事業者が消費者契約の目的となるものに関し、将来における変動が不確実な事項につき断定的判断を提供する行為に基づくもの（同条1項2号）、③事業者が重要事項について消費者の不利益となる事実を消費者に告げないという不作為に基づくもの（同条2項）の3種類が規定されている<sup>1)</sup>。順に不実告知（同条1項1号）、断定的判断の提供（同条1項2号）、不利益事実の不告知（同条2項）と呼ばれるものである。

これらの規定は、消費者契約法4条1項が、事業者の作為に基づくものであるのに対し、同法同条2項は、事業者の不作為に基づくものであると分類できる<sup>2)</sup>。しかし、事業者の事実に関する誤認惹起行為に基づくもの（同条1項1号および同条2項）と事業者の判断に関する誤認惹起行為に基づくもの（同条1項2号）というようにも分類できる<sup>3)</sup>。この分類を消費者側の立場から見れば、事実に関する誤認に基づくものと判断に関する誤認に基づくものに分類できるといえる。

ところで、消費者契約法は、そもそもの立法趣旨である消費者と事業者の格差を考慮して問題解決を図ろうとするものである<sup>4)</sup>。すなわち、消費者契約法の目的を示した同法1条は、「消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差」に鑑み、消費者契約における両当事者間で意思表示が形式的に合致していても、それらの表示から客観的に推断される意思の内容が、消費者の真意とは必ずしも合致せず、消費者契約にトラブルが生じていることに着目する。そして、その格差から消費者に自己責任が問えない場合に、消費者を保護して、そのトラブルを解決しようとするものである。

そこで、本稿では、事業者に対し、契約について弱者である消費者の自己責任を問えないと考えられるのはどこまでかという観点で、消費者の誤認に関する消費者契約法4条の要件について検討してみたいと思う。したがって、消費者側の視点から、事実に関する誤認と判断に関する誤認という分類の上に立つ。すなわち、事業者の事実に関する誤認惹起行為に基づくもの（同条1項1号および同条2項）と事業者の判断に関する誤認惹起行為に基づくもの（同条1項2号）というように分類したものに従うものである。そして、本稿では、このうち、課題および実際の裁判例が多い事実に関する誤認、具体的には、消費者契約法4条4項の重要事項の意義、同法同条2項の事業者の先行行為および過失の要件について、検討する。

この点、消費者契約法の立法担当である内閣府国民生活局消費者企画課は、同法4条の適用範囲について、条文の文言にかなり厳格に解している<sup>5)</sup>。これに対し、学説はかなり緩和して解しようとしている<sup>6)</sup>。また、裁判例では学説の考えに近く緩和して考えるものが多い。これらの議論の状況、裁判例を踏まえて検討してみたいと思う。

なお、近時盛んに議論されている民法改正において、民法（債権法）改正検討委員会では、法律行為に関する規定で、民法に消費者契約法の一般化と統合が提案されている<sup>7)</sup>。そして、消費者契約法4条の誤認による意思表示の取消しについても民法の中に取り込むことが提案されている<sup>8)</sup>。本稿でも、同委員会の提案内容について検討してみたいと思う。

## 2. 重要事項の意義

### (1) 消費者契約法4条4項の規定

消費者契約法4条1項1号（不実告知）および2項（不利益事実の不告知）は、消費者

が消費者契約の申込みまたはその承諾の意思表示を取り消すことができるのは、次の場合と定めている。その場合とは、不実告知については、事業者が消費者契約の締結に勧誘するに際し、消費者に対し、重要事項について事実と異なることを告げ、それにより消費者がその告げられた内容が事実であると誤認した場合である。また、不利益事実の不告知については、事業者が消費者契約の締結に勧誘するに際し、消費者に対し、重要事項または当該重要事項に関連する事項について当該消費者の利益となる旨を告げ（先行行為）、かつ、当該重要事項について当該当事者の不利益となる事実（当該告知により当該事実が存在しないと消費者が通常考えるべきものに限る。）を故意に告げず、それにより告げられなかった事実が存在しないと誤認した場合である。

ここで両規定に示されている重要事項は、同条4項にその意義が定められている。同条同項によれば、重要事項とは、消費者契約にかかる①物品、権利、役務、その他の当該消費者契約の目的となるものの質、用途その他の内容（同条同項1号）、または②物品、権利、役務、その他の当該消費者契約の目的となるものの対価その他の取引条件（同条同項2号）に関する事項であって消費者の当該消費者契約を締結するか否かについての判断に通常影響を及ぼすべきものをいうとしている。この重要事項の条文の文言上の定義では、消費者契約の客体の内容や取引条件等、消費者契約の内容に関するものに限定されることになる。そうすると、消費者契約の申込みまたはその承諾の意思表示の形成過程である動機が含まれないことになる。しかし、消費者が誤認する場合には、動機に誤認が生じていることが多い。この消費者契約にかかる意思表示の動機も含まれず、消費者は消費者契約法4条に基づく取消しをできないのか問題となる。

## (2)裁判例

重要事項の意義について、裁判例は、公表されているものに全部で9件あるが、すべて条文の文言に厳格に解さず、その適用を広げて解釈している。不実告知に関する裁判例6件と不利益事実の不告知に関する裁判例3件とに分けて紹介する。

まず、不実告知に関する裁判例として、第1に、川越簡判平成13年7月18日消費者法ニュース60号66頁は、事業者からの旅行情報提供サービス会員の入会金の支払請求に対し、自社の割賦払いであるかのような説明が、不実告知であったことについて、消費者契約法4条1項1号による取消しを認めている。これは、入会金という対価そのものではなく、その入会金の支払い方法につきサラ金からの借入が条件であるという契約締結の動機に関わる部分であるのに、取消権を認めている。

第2に、千葉地判平成15年10月29日消費者法ニュース65号32頁は、主債務者が、実質的借主が誰であり、主債務者の支払能力を秘匿し、かつ融資金の使用目的および代金の支払い方法について虚偽の事実を告げたことについて、契約上の主債務の内容だけでなく、主債務者ではないこれらの実質的借主、主債務者の支払い能力、融資金の使用目的、代金の支払い方法なども重要事項としている。金銭消費貸借契約の内容そのものでなく、その背景等、契約締結の動機に関わる部分も重要事項に含めている。

第3に、大阪高判平成16年4月22日消費者法ニュース60号156頁は、一般市場価格は41万4,000円であると不実告知を受けて29万円で購入した消費者に消費者契約法4条1項1号の取消しを認めた。これは、売買契約の代価そのものでない一般市場価格も重要事項としている。いくら値引きされたかということは、契約締結の動機に関するものといえる。

第4に、神戸簡判平成16年6月25日消費者法ニュース64号55頁は、事業者側が「NTTの回線がアナログからデジタルに変わります。今までの電話が使えなくなります。この機械を取り付けるとこれまでの電話を使うことができ、しかも電話代が安くなります。」と虚偽の事実を告げた。今までの電話が使えなくなるということは、契約の対象である機械の内容と直接関わるものではないが、これも重要事項にあたるとしている。同様の事例として、大阪簡判平成16年10月7日兵庫県弁護士会 HP は、事業者側が光ファイバーを敷設するためには、今の電話からデジタル電話に交換する必要があるとの不実告知を受けた。同様に消費者契約法4条1項1号の取消しを認めている。これらは、現在使用中の電話機器が使えないので、契約を締結しようという動機に関するものといえる。

第5に、新潟地長岡支判平成17年8月25日消費者法ニュース68号61頁は、既に別の事業者から教育役務の提供を伴う学習教材を購入していた消費者に対し、事業者が購入済みの業者の教材は古いので自社の教材を購入するように勧め、自社でも教育役務の提供がなされており、また、その購入費用は指示通りにすれば購入済みの業者と解約して捻出できると虚偽の事実を告げた。そして、このように教材の売買契約の本来の内容の教材に関するだけでなく、教育役務提供について、および購入代金の資金調達方法についても重要事項にあたるとしている。教育サービスもあり、資金調達も容易であるから、契約締結しようという動機になっているといえる。

次に、不利益事実の不告知に関する裁判例としては、第1に、神戸簡判平成14年3月12日消費者法ニュース60号211頁は、事業者が消費者に対し、俳優等養成所の基本レッスン3ヶ月後に入る歌手コースでは月謝の値上げがあることを告げなかったことについて、消費者契約法4条2項の取消しを認めている。これは、締結した当初の基本レッスンの契約の内容ではなく、次の段階の歌手コースの契約の対価のことであるが、重要事項にあたるとしている。本来の目的である歌手コースが高くないので、その前段階である基本レッスンに関する契約を締結しようという動機になっているといえる。

第2に、小林簡判平成18年3月22日消費者法ニュース69号188頁は、高齢者である消費者が住宅のリフォーム工事が耐震に有効性がないことを工事業者に告げられていなかったことについて、消費者契約法4条2項の取消しを認めている。これは、契約の工事内容、取引条件でなく、工事が耐震に有効であるという意思表示の形成過程（動機）の誤認であるが、重要事項にあたるとしている。

第3に、札幌高判平成20年1月25日判時2017号85頁は、金の先物取引において、商品取引員が金の相場が上昇するとの自己判断を告げ、将来の金相場の暴落の可能性を告げなかったことについて、消費者契約法4条2項の取消しを認めている。これは、一般の購入者である消費者が商品先物取引を行う目的は、相場の変動による差金取得にあるから、金相場の将来における価格の上下は、消費者契約たる取引の目的となるものの質であるので、重要事項にあたるとしている。厳密には、先物取引の内容そのものでなく、内容の価値変動（相場の変動）の可能性の情報であり、意思表示の動機づけであるが、契約内容を広く捉えている。

以上のように、不実告知についての6件も、不利益事実の不告知についての3件も、裁判例は、特に理論的根拠を示していないが、明文で示されている事項以外の消費者の意思表示の動機づけになるような事項も重要事項に含めている。

## (3)学説

重要事項の意義について、立法担当である内閣府国民生活局消費者企画課は、前記9件の裁判例と異なり、条文の文言にしたがい、厳格に解している<sup>9)</sup>。すなわち、消費者契約法4条4項が定める消費者契約にかかる①物品、権利、役務、その他の当該消費者契約の目的となるものの質、用途その他の内容（同条同項1号）、または②物品、権利、役務、その他の当該消費者契約の目的となるものの対価その他の取引条件に関する事項（同条同項2号）に限定している。

このような限定された解釈では、次のような事例では、同条同項の重要事項に該当しないとする。その事例とは、自宅を訪問してきたセールスマンに、「今使っている黒電話は使えなくなる。毎月1,000円払えばよいので新しいものと交換するように」と言われて、新しい電話機を契約したといったものである。そして、この事例が重要事項に該当しないのは、「今使っている黒電話は使えなくなる」と告げることは「事実と異なることを告げることに」当たるが、今使っている黒電話は「当該消費者契約の目的となるもの」ではなく、第4条第4項の要件に該当しないので取消しは認められないと、条文の文言に形式的に当てはめて結論を導いている<sup>10)</sup>。

このように、限定的に解する理由は、同条同項の規定の趣旨が、民法の定める規定（同法96条）とは別に新たに消費者に契約の申込みまたはその承諾の意思表示の取消権という重大な私法上の権利を付与する以上は、これらの行為の対象となる事項をそれに相応しい適切な範囲に限定する必要があると考えるからである<sup>11)</sup>。

これに対し、学説は消費者契約法4条4項の重要事項について、前記9件の裁判例と同様に拡張する方向である。その法律構成として、①消費者契約法4条4項が定める1号および2号は、重要事項について、限定して列挙したものではなく、単に例示したにすぎないと解すべきとするもの<sup>12)</sup>、および②消費者契約法4条4項が定める1号および2号に列挙されている重要事項の内容を広く解するべきとするもの<sup>13)</sup>がある。

前者の消費者契約法4条4項1号および2号を例示列挙と解する説は、同規定の基礎にあるのは、事業者が積極的な行為によって消費者を誤認させた以上、契約を取り消されてもやむをえないという考え方にあると指摘する。その考えによれば、消費者の判断に通常影響をおよぼすべき事項について誤った事実が告げられたと評価できるかぎり、同条同項1号および2号に限定されるべきだとする合理的理由がなく、取消しを認めてよいとするのである<sup>14)</sup>。また、仮に契約内容や取引条件の意味を厳格に解釈すると、契約締結の動機に関する不実の告知は適用対象から外れることになり、民法の詐欺取消や錯誤無効の規定よりも、不実の告知の要件の方が、適用範囲が狭くなってしまふ。このような解釈は、民法の規定では救済が不十分であることから消費者契約法を制定することとした根本の立法趣旨に反すると指摘している<sup>15)</sup>。

これに対し、後者の消費者契約法4条4項が定める1号および2号に列挙されている重要事項の内容を広く解する説は、条文の文言を厳格に解する不都合性を認めつつも、例示列挙と捉えるのは、条文の文言解釈上無理があるので、同規定の文言を広く解しようとする<sup>16)</sup>。例えば、前述の内閣府国民生活局消費者企画課が解説として挙げている以下の事例がある。その事例とは、自宅を訪問してきたセールスマンに、「今使っている黒電話は使えなくなる。毎月1,000円払えばよいので新しいものと交換するように」と言われて、新

しい電話機を契約したといったものである。これについて、この説では、そのセールスマンの説明は、この新しい電話機は、電話が使えなくなるという事態を回避するという性「質」を有し、電話の継続使用を可能とするという「用途」のものであるという意味内容のものだと理解でき、そのように解するならば、まさに当該消費者契約の目的の告知となるとする。そして、その新しい電話機は、そのような質および用途を有していない。すなわち、黒電話が使えなくなるという事態そのものが存在しないのであるから、その事態の回避の質および用途を有していることはありえないとする。また、特定商取引法6条1項6号が、顧客が契約締結を必要とする事情（＝動機付け）に関する事項を不実告知の対象範囲としており、同法9条の3により、その不実告知で誤認した場合、契約取消権が申込者等にあり、本来業法であるはずの特定商取引法においてすら広範な適用可能性を有するのであれば、消費者契約法においても適用範囲を拡充すべきであるとするものもある<sup>17)</sup>。

#### (4)私見

##### 1)消費者保護の必要性

まず、立法担当の内閣府国民生活局消費者企画課が、条文の文言を厳格に解し、消費者契約法4条4項1号および2号に限定的に解する論拠とするところの同条同項の規定の趣旨である民法96条とは別に消費者に取消権という重大な私法上の権利を認めるには、それに相応しい適切な範囲に限定する必要があるとの考えには賛成できない。なぜならば、消費者契約のトラブルは、その情報・交渉力格差から、消費者契約における両当事者の間で意思表示が形式的に合致していても、それらの表示から客観的に推断される意思の内容が、消費者の真意とは必ずしも合致せず生じているものであった。そこで、消費者契約法の目的は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差から、消費者に自己責任が問えない場合に、消費者を保護して、そのトラブルを解決しようとするものであった。そうであるならば、情報格差から消費者に自己責任が問えない場合、契約締結にかかる消費者の真意とは必ずしも合致しない意思表示である以上、契約内容そのものであるか否かは問題でなく、消費者を保護してその意思表示の取消権を認めるべきだからである。

また、民法96条の取消権は、詐欺をするものには欺罔行為につき故意が存在している。それに対し、消費者契約法4条の場合、少なくとも不実告知については、告知者である事業者の故意を要求していない。そうであるならば、事業者が過失なく消費者契約法4条4項各号に掲げる重要事項以外の事項について、不実告知をしても消費者は消費者契約法上も民法上も取消しができなくなってしまう。また、民法95条の錯誤無効の主張も考えられるが、動機の錯誤については、判例法理では、動機の表示が要求される<sup>18)</sup>。このように民法の規定では消費者保護に十分でないといえる。

特に、その不実告知を受ける消費者からすれば、事業者が故意に不実告知を行おうが、過失なく不実告知を行おうが、事業者から同じ情報を受領することにはかわりはないはずであり、消費者の真意と合致しないことは同様である。これに対し、そもそも情報も交渉力も優位にある事業者が消費者に自ら事実と異なる事実を告げて、それにより消費者に誤認を生じさせて意思形成させている以上、条文列举の事項でなくても、利益衡量上も消費者を保護すべきである。

以上のように、消費者契約法4条4項の重要事項は限定的に解すべきではないが、そこで広く解する法律構成が問題となる。

## 2) 拡張解釈の方法

裁判例は、同条同項1号および2号の内容を広く適用しようとしていた。学説は、同条同項1号および2号は単なる例示であると解しているものもあるが、例示列举と捉えるのは、条文の文言解釈上無理があるので、裁判例と同様に同規定の文言を広く解しようとするものもあった。

この点、消費者契約法4条4項各号の文言を広く解しようとしても、やはり同条同項各号の文言に含まれない事項が生じて、例示列举と解するよりも適用範囲が狭くなると考えられる。そもそも情報も交渉力も優位にある事業者が消費者に自ら事実と異なる事実を告げて、それにより消費者に誤認を生じさせて意思形成させている以上、消費者に取消権を制限すべきではない。また、消費者契約法4条4項各号の文言に相当広範な事項を含めるとすれば、これは例示列举と解するのとかわりがないようにも思える。

さらに、民法（債権法）改正検討委員会の提言では、【1. 5. 15】（不実表示）〈1〉で、「相手方に対する意思表示について、表意者の意思表示をするか否かの判断に通常影響を及ぼすべき事項につき相手方が事実と異なることを表示したために表意者がその事実を誤って認識し、それによって意思表示をした場合は、その意思表示を取り消すことができる。」と規定すべきとしている<sup>19)</sup>。その提案の趣旨は、「消費者契約法4条1項1号は、事業者が消費者契約について勧誘するに際し、重要事項について事実と異なることを告げた場合に、消費者がその告げられた内容が事実であると誤認し、それによって当該消費者契約の申込みまたは承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができると定めている。しかし、事実に関して取引の相手方が不実の表示を行えば、消費者でなくても、誤認をしてしまう危険性は高いというべきだろう。しかも、前提となる事実が違っていれば、それを正確に理解しても、その結果行われる決定は不適当なものとならざるをえない。したがって、事実に関する不実表示については、表意者を保護すべき必要性は一般的に存在し、かつその必要性は特に高いと考えられる。相手方もみずから誤った事実を表示した以上、それによって錯誤をした表意者からその意思表示を取り消されてもやむを得ないだろう。本提案は、このような考慮から、不実告知による取消しを一般化し、民法に不実表示に関する一般的なルールを定めることとしている。」<sup>20)</sup> ことにある。そして、消費者契約法4条4項に定められた重要事項の意義のうち、1号および2号による限定を外している。これは、表意者の判断に通常影響を及ぼすべき事項について相手方が不実表示をしたとされるかぎり、取消しを認めてよいはずであり、1号および2号はその例示にすぎないとの考慮に基づいている<sup>21)</sup>。このように、相手方の不実告知により誤認する危険は一般的な取引でも懸念されるところである。そうであるならば、消費者契約の場合には、消費者と事業者との情報格差から、なお一層懸念されるところである。そして、提案の段階とはいえ、消費者契約法4条4項1号および2号の重要事項を例示列举とみて、限定を加えずに表意者に取消権を与えようとする民法改正の流れからすれば、特別法である消費者契約法の方が表意者（消費者）保護に劣ることは妥当でないと考えられる。

以上より、消費者契約法4条4項1号および2号は例示列举とみなし、事業者から消費者の判断に通常影響をおよぼすべき事項について誤った事実が告げられれば、消費者に取消しを認めてよいと考える。

### 3. 「不利益事実の不告知」固有の要件1（先行行為）

#### (1)先行行為の必要性

消費者契約法4条2項は、消費者が消費者契約の申込みまたはその承諾の意思表示を取り消すことができるのは、消費者に対し、重要事項または当該重要事項に関連する事項について当該消費者の利益となる旨を告げ（先行行為）、かつ、当該重要事項について当該当事者の不利益となる事実（当該告知により当該事実が存在しないと消費者が通常考えるべきものに限る。）を故意に告げず、それにより告げられなかった事実が存在しないと誤認した場合であるとしている。すなわち、消費者の不利益となる事実を告げない前提として、消費者に利益となる事実を告げていることが必要になる。

この条文の文理からすれば、事業者が消費者に対し故意で消費者の不利益となる事実を告げないでいたために、消費者がその事実が存在しないものと誤認しても、事業者が消費者に対し消費者の利益となる事実を告げていなければ、消費者は消費者契約法4条2項に基づき契約を取り消すことができなくなってしまう。

例えば、立法担当である内閣府国民生活局消費者企画課は、デジタルCSチューナーセット（デジタルCSチューナー、CSアンテナ）を買えばすぐに某CS放送が見られると思ったのに、見られず、また、取り付け機材が必要なことはカタログにも書かれていないし、販売店でも説明がなかったという事例を挙げる。この事例では、消費者の利益となる旨を告げておらず、消費者契約法4条2項の要件に該当しないので取消しは認められないことになる<sup>22)</sup>。この事例において、販売員が、CS放送を見るのに取り付け機材が必要なことをわかっており、かつ消費者が取り付け機材は必要だとは知らない場合にも、CS放送はこの機器を購入すればすぐに見られる等の消費者に利益となる事実が告げられていないとして、消費者に消費者契約法4条2項の取消しを認めず、契約の効力を維持させることがはたして妥当であろうか問題となる。

#### (2)裁判例

裁判例は、基本的に先行行為がなければ、不利益事実の不告知の有無にかかわらず、消費者契約法4条2項の適用がないと判断しているものが多い。例えば、福岡地判平成16年9月22日最高裁判所HP、東京地判平成17年9月29日判タ1203号173頁である。しかし、小林簡判平成18年3月22日消費者法ニュース69号188頁<sup>23)</sup>は、先行行為については触れずに、高齢者である消費者が住宅のリフォーム工事が耐震に有効性がないことを工事業者に告げられていなかった点につき、不利益事実の不告知を認めて、消費者契約法4条2項を適用している。先行行為を要求せず、不利益事実の不告知のみで、消費者契約法4条2項の取消権を認めている。

#### (3)学説

立法担当である内閣府国民生活局消費者企画課は、前記の福岡地判平成16年9月22日最高裁判所HP、東京地判平成17年9月29日判タ1203号173頁のように、条文の文言を厳格に解し、先行行為を必要としている<sup>24)</sup>。

これに対し、学説では、消費者契約法4条2項で規定されているのは、意図的に消費者の利益になる旨のみを告げて、不利益となる事実は存在しないと思わせる行為である。これはまさに、実質的に一つの不実告知として評価できるとする。よって、不利益事実の不告知についても消費者に取消権を認めても良いと考えられたとまず説明する。しかし、立



法論としては、事業者一般的な情報提供義務を認めるべきと考えるなら、先行行為や故意の存在にかかわらず、不利益事実の不告知があれば取消しを認めてよいと指摘するものがある<sup>25)</sup>。また、特定商取引法6条2項では、不利益事実の不告知について、事業者の不利益事実の不告知の前に、消費者の利益となる事実を告げること（先行行為）を要求しておらず、本来業法であるはずの特定商取引法においてすら広範な適用可能性を有するのであれば、消費者契約法でも改正を検討すべきことを提言するものもある<sup>26)</sup>。

#### (4)私見

##### 1)事業者と消費者の情報格差

立法担当である内閣府国民生活局消費者企画課が挙げた事例において、前述のように、販売員が、CS放送を見るのに取り付け機材が必要なことをわかっており、かつ消費者が取り付け機材は必要だとは知らない場合にも、販売員が消費者に利益となることを告げていない（先行行為がない）ということで、消費者に消費者契約法4条2項の取消しを認めず、契約を成立させることがはたして妥当であるか甚だ疑問である。

なぜなら、消費者がデジタルCSチューナーセットを購入するということは、消費者はCS放送を見たいことであると、素人でも認識できることである。まして、通常CSチューナーセットを販売している販売員であれば、尚更その認識はあるといえる。これに対し、消費者はCS機器について素人であり、事業者とは情報の格差があり、誤認が生じやすいといえる。このように、事業者と消費者との間には状況の正確な認識の差が生じている。そうであるならば、消費者のニーズの認識がありながら、先行行為としてデジタルCSチューナーセットを買えばCS放送が見ることができると告げるようなこと（先行行為）をしなければ、その後CS視聴のためにほかに何も必要な機器がなく、CSチューナーセットの支出だけで済むと誤認した消費者に取消権を認めないのは、事業者と消費者の利益衡量上も妥当でないからである。

##### 2)民法96条の沈黙の詐欺との比較

また、民法96条の詐欺取消は、沈黙の詐欺も認められており<sup>27)</sup>、特に先行行為を要求しているわけではない。沈黙の詐欺は、違法性の要件を欠く場合は多いが<sup>28)</sup>、消費者契約法4条2項の適用がない場合にも適用されうる場合があることになる<sup>29)</sup>。事業者との情報格差から消費者を保護することが目的である特別法たる消費者契約法が民法より適用範囲が狭まることは妥当でない。

そこで、前述の設例では、デジタルCSチューナーセットの売買契約にかかる事業者の意思表示自体に、消費者の合理的意思であるCSチューナーセットの購入によりCS放送が視聴できるということを、告知した（先行行為）と認めてよいと考える。

このように、特別に消費者の利益となる事実を告げる必要はなく、消費者契約締結にかかる事業者の意思表示自体が、消費者の合理的意思から推測される消費者に利益となる事実を、告げたことになるとして、学説のように立法論にとどまらず、現行法の解釈論として先行行為を広く認めてよいと解する。

## 4. 「不利益事実の不告知」固有の要件2（事業者の故意）

### (1)故意の必要性

消費者契約法4条2項は、消費者が消費者契約の申込みまたはその承諾の意思表示を取

り消すことができるのは、先行行為があることに加え、当該重要事項について当該当事者の不利益となる事実（当該告知により当該事実が存在しないと消費者が通常考えるべきものに限る。）を故意に告げず、それにより告げられなかった事実が存在しないと誤認した場合であるとしている。ここでは、事業者が消費者に対し消費者の不利益となる事実を告げないことに故意を要求している。ここでの故意とは、当該事実が当該消費者の不利益となるものであることを知っており、かつ、当該消費者が当該事実を認識していないことを知っていながらあえてという意味である<sup>30)</sup>。このように消費者契約法4条2項は、事業者により二重の故意を要求している。

それでは、事業者が、当該事実が当該消費者の不利益となるものであることを過失により知らずに、または当該消費者が当該事実を認識していないことを過失により知らずに、消費者に対し不利益事実を告知しなかった場合にも、消費者は消費者契約法4条2項に基づき取消しができないのであろうか。すなわち、事業者が故意ではなく過失により不利益事実の不告知をした場合には、同法同条同項の取消権は認められないのか問題となる。

### (2)裁判例

裁判例は、前述の先行行為の裁判例で示したように、先行行為がなければ、消費者契約法4条2項の適用がないと判断し、故意の認定をしていない。他方で、裁判例は、先行行為があり、不利益事実の不告知があれば、基本的に故意があるとしている。例えば、神戸簡判平成14年3月12日消費者法ニュース60号211頁<sup>31)</sup>は、月謝値上げを告げられなければ、消費者がそのことを知らないことは当然であり、それを事業者も認識可能であるとして故意を認めている。また、前述の先行行為については触れずに、不利益事実の不告知のみを認めて、消費者契約法4条2項を適用している小林簡判平成18年3月22日消費者法ニュース69号188頁は、事業者側が当該契約内容の住宅リフォーム工事が住宅の耐震に有効でないものだと当然知っていたと推認できるとして故意を認めている。

以上のように、裁判例は事業者の不利益事実の不告知があれば、その事業者は知っていたと考えられるとして故意を広く認めている。しかし、神戸簡判平成14年3月12日消費者法ニュース60号211頁は、故意を認定しているものの事業者は認識し得たはずであるからというように過失も含めるように示している。

### (3)学説

立法担当である内閣府国民生活局消費者企画課は、ここでも条文の文言を厳格に解し、前記の3件の裁判例とは異なり、先行行為があり、不利益事実の不告知があれば、基本的に故意があるとするのではなく、独自に事業者の故意を必要としている<sup>32)</sup>。

これに対し、学説は、前記3件の裁判例よりもさらに進めて、消費者契約法4条2項という故意は、誤認の惹起に向けられたものではなく、あくまで不告知についての故意であるから、自らの告知事実Aにより、消費者が別の事実Bが存在であると通常考えることの認識で足りるのではないかとするものがある<sup>33)</sup>。なぜならば、Aという事実を告知するという先行行為が事業者が存在するとき、当該事業者には当該告知からBという事実の不存在が通常推認されるとき、その推認を妨げる義務を負っていると考えることができ、その義務に故意に違反するとは、Bという事実の不存在が通常推認されることを知りながら、あえてその推認を妨げないことと解することができると考えられるからである。つまり、当該事業者は、当該消費者が当該事実を認識していないことを知っていることは不要であ

るし、少なくとも故意の有無の判断の局面では、当該消費者の不利益となるものであることを知っていることを要求するのも必然的ではないと考えるからである。

また、先行行為のところでも述べたが、立法論としては、事業者に一般的な情報提供義務を認めるべきと考えるなら、先行行為や故意の存在にかかわらず、不利益事実の不告知があれば取消しを認めてよいとするものがある<sup>34)</sup>。さらに、不利益事実の不告知は、故意を要求する以上、沈黙による詐欺に該当する類型であり、民法96条の詐欺取消よりも、告知した事実と密接に関連する消費者にとり不利益な事実という限定を付している点でより絞りがかかっていることになるが、このように民法以上に限定することに疑問を呈するものもある<sup>35)</sup>。

#### (4)私見

##### 1)事業者の情報提供努力義務

消費者契約法3条には事業者の情報提供努力義務があるが、その義務はあくまで努力義務であり、義務を果たさない場合でも消費者に取消権を与えるような効果は生じない<sup>36)</sup>。そうであるとすれば、消費者はもともと事業者とは情報格差があるにもかかわらず、消費者契約の締結にあたり情報を取得することは容易ではない。このような状況にあるならば、不利益事実の不告知の場合には、できるだけ広く消費者に取消権を与えるべきである。

前述したように学説は、事業者の先行行為により、消費者に不利益な事実の不存在が通常推認されるときは、事業者はその推認を妨げる義務を負っていると解し、また立法論として事業者に一般的な情報提供義務があるとして、事業者の義務を観念してきた。しかし、消費者契約法3条の義務はあくまで、努力義務である。あえてこのような義務を新たに観念しなくても、先行行為が示されたならば、通常消費者がその事実は存在しないであろうと考えてしまう実在する不利益な事実を、告げないことは、消費者よりも情報を豊富に有する事業者の故意または過失によるものであると推認されたと考える。

なお、事業者は、消費者よりも情報の量、質とも豊富に有するのであり、その立場の違いから、同条の故意には過失を含めてもよいと解する。このように解することにより、事業者の故意によるものであると推認することが困難なような場合でも、過失によるものであると推認することができ、情報取得能力の劣位する消費者の保護を図ることができる。

##### 2)不実表示の民法改正の動向

また、民法（債権法）改正検討委員会の提言では、【1. 5. 15】（不実表示）〈1〉で、「相手方に対する意思表示について、表意者の意思表示をするか否かの判断に通常影響を及ぼすべき事項につき相手方が事実と異なることを表示したために表意者がその事実を誤って認識し、それによって意思表示をした場合は、その意思表示を取り消すことができる。」と規定すべきとしているが<sup>37)</sup>、その提案要旨には、「消費者契約法4条2項に定められた不利益事実の不告知は、消費者にとって利益となることと不利益事実が表裏一体をなすにもかかわらず、利益となる旨のみを告げて、不利益事実は存在しないと思わせる行為であり、それ自体1つの不実表示と評価できるから」、不利益事実の不告知もこの規定に含まれるとしている<sup>38)</sup>。この提案された規定では、不利益事実の不告知を不実告知と同じに扱うものであるから、相手方の故意は必要とされていない。提案の段階とはいえ、このような民法改正の流れからすれば、いくら明文で事業者の故意を要件としていても、特別法である消費者契約法において表意者（消費者）保護が後退することは妥当でない。

以上より、事業者の先行行為が認められる限り、事業者の故意・過失は推認されるものと解する。

## 5. おわりに

以上より、本稿では、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差から生じるトラブルの妥当な解決を図るため、消費者を保護すべきであること、また事業者が自ら行為をしているのに対し、消費者が認識する事実は、事業者側の事情によらず変わらないこととの利益衡量から、消費者契約法4条における消費者の事実に関する誤認について以下のように解釈した。すなわち、①消費者契約法4条4項1号および2号の重要事項は例示列挙にすぎない、②消費者契約法4条2項の先行行為については、消費者契約にかかる事業者の意思表示自体が消費者の合理的意思にかかる事実を告げた（先行行為）と認めてよい、③事業者の先行行為が認められる限り、事業者の故意・過失は推認されることである。

しかし、②③は解釈により条文の文言を広げて解している。民法改正により、消費者契約法の不実表示および不利益事実の不告知が、民法に一般化して導入され、かつ要件を緩和して規定されることが検討されている現状を鑑みて、消費者契約法も条文で明確にした方がよいといえ、これらの規定を改正すべきであると思われる。

## 注

- 1) 立法担当である内閣府国民生活局消費者企画課によれば、事業者の行為をこの3つに限定したのは、民法96条の欺罔行為という要件を消費者契約の場面に則して具体化・明確化したものであるとしている。内閣府国民生活局消費者企画課編『逐条解説 消費者契約法』116頁（商事法務、新版、2007）。
- 2) 潮見佳男編『消費者契約法・金融商品販売法と金融取引』は、不実表示と断定的判断の提供は、前者が「自己決定の基礎となる事実（情報）の表明」であるのに対し、後者は「自己決定の基礎となる評価の表明」である点で異なるものとされている。しかし、消費者契約立法の議論において、不実表示と断定的判断の提供とが同一視されたのは、不実表示を詐欺の拡張形態として捉え、「消費者の意思形成過程へ不当な影響を与える行為」として理解されたものだから、この点において不実表示と断定的判断の提供を同質であると考えられたからであると指摘されている。
- 3) 山本敬三『民法講義I総則』257頁（有斐閣、第2版、2005）。潮見・前掲注（2）36頁は、事実に関する誤認惹起行為を情報格差にかかわるものであり、判断に関する誤認惹起行為を交渉力格差にかかわるものであると分析されている。また、沖野真巳「消費者契約法（仮称）」における「契約締結過程」の規律」NBL 685号18頁（2000）は、不利益事実の不告知は、よいところだけ告げて悪いところは意図的に隠しておくという不正確な情報提供だが、それは一部を隠し全体として誤った印象を与えるものであるから、むしろ不実告知の一類型ではないかとされる。
- 4) 内閣府国民生活局消費者企画課・前掲注（1）60頁。
- 5) 内閣府国民生活局消費者企画課・前掲注（1）93頁以下。
- 6) 山本・前掲注（3）259頁以下、宮下修一「消費者契約法四条における契約取消権の意義—その現状と課題—」静法11巻1・2・3・4号71頁以下（2007）。
- 7) 民法（債権法）改正検討委員会編『シンポジウム「債権法改正の基本方針」』別冊 NBL 127号26頁、30頁以下〔山本敬三〕（商事法務、2009）。

- 8) 民法（債権法）改正検討委員会編・前掲注（7）30頁以下。
- 9) 内閣府国民生活局消費者企画課・前掲注（1）128頁以下。
- 10) 内閣府国民生活局消費者企画課・前掲注（1）131頁。ただし、同解説は、民法の詐欺に当たる可能性を指摘している。
- 11) 内閣府国民生活局消費者企画課・前掲注（1）127頁。
- 12) 山本敬三「消費者契約法と情報提供法理の展開」金法1596号12頁（2000）、千葉恵美子「金融取引における契約締結過程の適正化ルール of 構造と理論的課題」金法1644号37頁（2002）。池本誠司「不実の告知と断定的判断の提供」法セ549号20頁（2000）も同様に解するが、動機の錯誤については、消費者契約法 4 条に基づく取消しは、動機の表示を要求している。
- 13) 道垣内弘人「消費者契約法と情報提供義務」ジュリ1200号52頁（2001）、日本弁護士連合会消費者問題対策委員会編『コンメンタール消費者契約法』74頁以下（2001）。
- 14) 山本・前掲注（12）12頁、千葉・前掲注（12）37頁。
- 15) 池本・前掲注（12）20頁。
- 16) 道垣内・前掲注（13）52頁。
- 17) 宮下・前掲注（5）96頁以下。また、国民生活審議会消費者政策部会消費者契約法評価検討委員会「消費者契約法の評価及び論点の検討等について」15頁以下（2007）も消費者契約法上の「重要事項」の概念について、特定商取引法におけるように、契約を締結する動機に係る事項を含め概念を拡張する方向で、改正を検討すべきであるとしている。
- 18) 最判昭和29年11月26日民集 8 卷11号2087頁、最判昭和45年 5 月29日判時598号55頁など。
- 19) 民法（債権法）改正検討委員会編『債権法改正の基本方針』別冊 NBL 126号30頁（商事法務、2009）。
- 20) 民法（債権法）改正検討委員会編・前掲注（19）31頁。
- 21) 民法（債権法）改正検討委員会編・前掲注（19）31頁、民法（債権法）改正検討委員会編・前掲注（7）30頁以下。
- 22) 内閣府国民生活局消費者企画課・前掲注（1）106頁以下。
- 23) 前述の重要事項の意義を広く解した裁判例である。
- 24) 内閣府国民生活局消費者企画課・前掲注（1）106頁以下。
- 25) 山本・前掲注（3）260頁以下。
- 26) 宮下・注（6）96頁以下。また、国民生活審議会消費者政策部会消費者契約法評価検討委員会「消費者契約法の評価及び論点の検討等について」13頁以下（2007）も、この点を指摘して、消費者契約法 4 条 2 項の要件を緩和すべきであるとしている。
- 27) 大判昭和16年11月18日法学11卷617頁。
- 28) 我妻ほか『我妻・有泉コンメンタール民法』222頁（日本評論社、第 2 版、2008）。
- 29) 大村敦志『消費者法』97頁以下（有斐閣、第 3 版、2007）、四宮和夫・能見善久『民法総則』218頁（弘文堂、第 7 版、2005）。
- 30) 内閣府国民生活局消費者企画課・前掲注（1）105頁。
- 31) 不利益事実の不告知の事例で、前述の重要事項の意義を広く解した裁判例である。
- 32) 内閣府国民生活局消費者企画課・前掲注（1）106頁以下。
- 33) 道垣内・前掲注（13）54頁。
- 34) 山本・前掲注（3）260頁以下。
- 35) 沖野・前掲注（3）18頁。また、国民生活審議会消費者政策部会消費者契約法評価検討委員会「消費者契約法の評価及び論点の検討等について」13頁以下（2007）も、先行行為の要件か過失の要件かどうか、あるいは双方を不要とするか明確にしていないが、要件を緩和すべきであるとしている。
- 36) 内閣府国民生活局消費者企画課・前掲注（1）82頁。
- 37) 民法（債権法）改正検討委員会編・前掲注（19）30頁。

38) 民法（債権法）改正検討委員会編・前掲注（19）31頁。

キーワード：事業者と消費者の情報格差 契約締結の動機 詐欺取消 錯誤無効  
民法改正の動向 不実表示 事業者の故意・過失の推認

(HORITAKE Manabu)

## 執筆者紹介（執筆順）

本田 雄一	島根県立大学	学長
宇野 重昭	島根県立大学	名誉学長・名誉教授
江口 伸吾	島根県立大学総合政策学部	准教授（国際関係論・中国地域研究）
李 曉東	島根県立大学総合政策学部	准教授（東アジア国際関係史）
唐 燕霞	島根県立大学総合政策学部	教授（産業社会論）
井上 厚史	島根県立大学総合政策学部	教授（日本思想史）
岩本 浩史	島根県立大学総合政策学部	准教授（行政法）
村井 洋	島根県立大学総合政策学部	教授（政治思想史）
金野 和弘	島根県立大学総合政策学部	専任講師（情報経済論）
堀竹 学	島根県立大学総合政策学部	専任講師（民法）

## 編集委員

大橋 敏博	島根県立大学研究活動・総合政策学会委員会	委員長
沖村 理史	〃	委員（編集長）
江口 伸吾	〃	委員

## 総合政策論叢 第18号

2010年2月18日発行

発行人 島根県立大学総合政策学会

編集人 島根県立大学研究活動・総合政策学会委員会

〒697-0016 島根県浜田市野原町2433-2

Tel : 0855-24-2200

<http://www.u-shimane.ac.jp>

印刷所 柏村印刷株式会社

〒697-0034 島根県浜田市相生町3889

# Shimane Journal of Policy Studies

Vol. 18

February 2010

## Articles

- |  |                 |    |
|--|-----------------|----|
| In Honor of President Emeritus and Professor Emeritus UNO Shigeaki   | HONDA Yuichi    | 1  |
| Career Profiles and List of Publications   | UNO Shigeaki    | 5  |
| The Reorganization of Urban Community and the Role of Party in Contemporary China:<br>"Community Construction" in Urban Areas and an Experiment concerning<br>Political and Social Integration | EGUCHI Shingo   | 15 |
| The Characteristics of Liberalism in Modern China: Yan Fu's acceptance of<br>J. S. Mill and J. R. Seeley   | LI Xiaodong     | 31 |
| Current Conditions and Challenges of Chinese Industrial Relations: Cases of<br>Japanese Enterprises in China   | TANG Yanxia     | 45 |
| Genealogy of Studies on LEE T'oegy in Modern Japan: Reexamining the Theories<br>of ABE Yoshio and TAKAHASHI Susumu   | INOUE Atsushi   | 61 |
| Administrative Guidance and "Adequate Periods"   | IWAMOTO Hiroshi | 85 |

## Book Review

- |   |               |    |
|---|---------------|----|
| Leslie Paul Thiele, <i>The Heart of Judgment: Practical Wisdom, Neuroscience,<br/>and Narrative</i> , Cambridge University Press, 2006. | MURAI Hiroshi | 99 |
|---|---------------|----|

## Articles

- |  |                 |     |
|--|-----------------|-----|
| Private Provision of Public Goods by Social Entrepreneur in the IT Field | KONNO Kazuhiro  | 107 |
| Factual Mistakes in the Article 4 of the Consumer Contract Act           | HORITAKE Manabu | 123 |

The University of Shimane

Faculty of Policy Studies

2433-2, Nobara-cho, Hamada-city, Shimane 697-0016, JAPAN

Tel : +81-855-24-2200

[http : //www.u-shimane.ac.jp](http://www.u-shimane.ac.jp)

